

① 商標の拒絶対応

(1) 商標が類似で、指定商品・役務の一部が類似した場合

出願商標



指定商品:菓子,おもちゃ

引用商標



指定商品:おもちゃ



指定商品から「おもちゃ」を削除すればOK

(2) 商標が類似で、指定商品・役務の全部が類似した場合

A. 指定商品・役務が類似していないと反論

特許庁が予め類似と推定される範囲を公表しており、それを覆すのはかなり困難

B. 商標が類似していないと反論

同じ商品に両商標を付したときに消費者が商品の提供元を勘違いしないと納得させられるかどうか

C. 商標を変更して再出願(商標の補正は困難)

文字が類似している場合は、図柄で違いを出そうとしても難しい(要部しだい)

出願商標



引用商標



類似の可能性大

(3) 商標に識別力がない場合

A. 商品・役務の普通名称や品質などの特徴を表すものでないと反論

間接的に特徴を表すものであれば覆る場合あり(例えば、しみじみ旨い味噌汁の場合、「旨い」は味噌汁の品質を直接表すが、「しみじみ」は飲んだ人の感情であり味噌汁の品質を直接表すものではない)

B. 著名性がある証拠を提出

その商標が商品の提供者を特定するものと一般に広く知られた状態になっていれば識別力を獲得できるかも

C. 商標を変更して再出願

識別力のある文字や図柄を付ければ全体として識別力が認められることが多い

こちら特許部

ニッポウ

NIPPO 日峯国際特許事務所

ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

 **029-228-5622**

 info@nippo-patent.jp